2020 年 12 月 1 日

中国日本商会 会員各位
関係各位

日中経済協会北京事務所
中国日本商会

新型コロナウイルス感染症に関するアンケート（第 11 回）結果のご報告

新型コロナウイルス感染症に対する北京市内の日系企業の事業所の対応状況について、日中経済協会北京事務所と中国日本商会は共同でこれまで 10 回のアンケート調査を実施してまいりました。今回は、前回 5 月以来約半年ぶりの実施となりました。

今回は、最近の状況の変化を把握するため、これまでと同様の設問を中心としつつ、駐在員の一時帰国について掘り下げて伺う内容といたしました。

会員の皆様におかれては、本アンケート結果を今後の社内検討の参考にしていただければ幸いです。本アンケートにご協力いただきました会員の皆様に改めて感謝申し上げます。

◆ これまでのアンケート結果：http://cjcci.org/detail/578/578/3014.html

調査概要

○ 実施期間：2020 年 11 月 25 日（水）8:00～11 月 27 日（金）22:00（約 3 日間）
○ 案 内 先：中国日本商会 市内法人会員　508 社
○ 有効回答：116 件
○ 回答業種の内訳：

中国日本商会における所属部会・分科会名	略称	回答数	比率%
商社	商　　社	10	8.6
工業 1（重工業、プラント、建設、エネルギー、自動車等製造業）	工　　1	22	19.0
工業 2（電機、電子、IT〔ソフトウェア含む〕等製造業）	工　　2	13	11.2
工業 3（化学グループ）	工 3 化学	1	0.9
工業 3（ライフサイエンスグループ・医薬品）	工 3 医薬	11	9.5
工業 3（ライフサイエンスグループ・医療機器）	工 3 医機	4	3.4
工業 3（ライフサイエンスグループ・化粧品）	工 3 化粧	1	0.9
工業 3（その他）	工 3 その他	14	12.1
金融（銀行、証券、損保、生保、政府系金融）	金　　融	13	11.2
運輸・サービス（運輸、倉庫業）	運　　輸	5	4.3
運輸・サービス（流通業、サービス業）	サービス	19	16.4
団体	団　　体	3	2.6
	合計	116	100.0

設問１　北京の事業所における現地採用職員の出勤体制（択一）

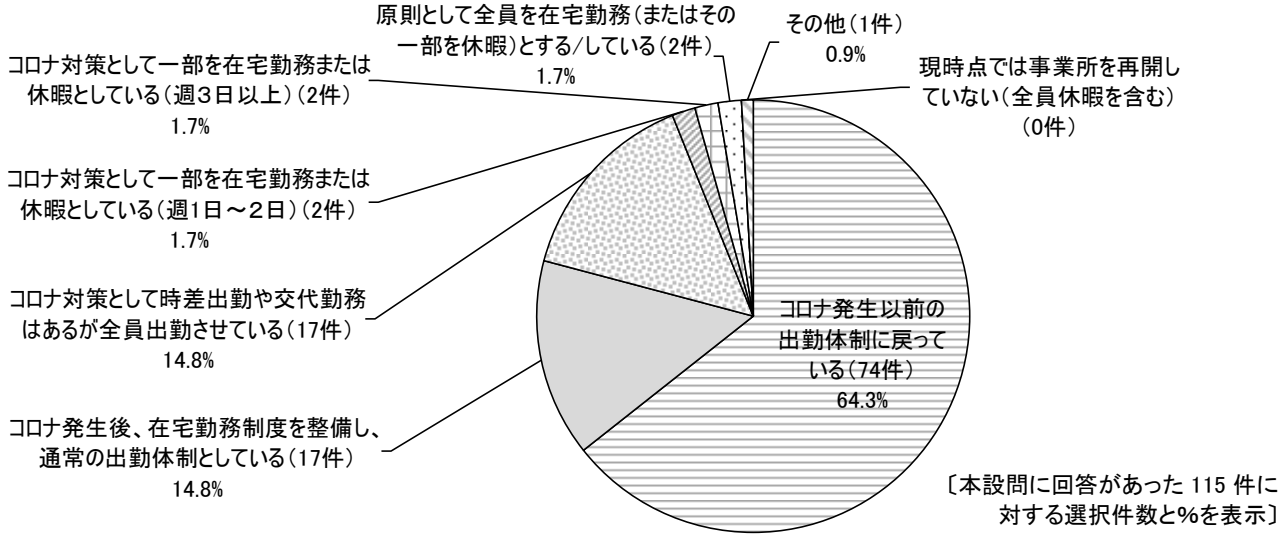

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 【エ３医機】在宅勤務の制度化はしていないものの、出張はなるべく減らして Web 会議を活用する習慣は定着した。
- ✓ 【エ３医機】社内の感染対策全般の状況については、マスク・消毒・手洗いといった通常の感染対策を徹底する以外、ほとんどコロナ前に戻った状態。

☞　つづく

設問 2　北京の日本人駐在員の所在確認

2-(1) 本来北京にいるべき日本人駐在員数（択一）

☞ 116 社合計 543 人

2-(2) 上記のうち、現在（11 月 27 日時点）の北京にいる駐在員数（択一）

☞ 116 社合計 496 人（91.3%）

＜駐在員数別の集計（単位：人）＞

		現在（11月27日時点）北京にいる駐在員数																			社数合計	└駐在員数
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	15	17	21	25	45	72		
本来北京にいるべき日本人駐在員数	0	15																			15	0
	1	1	30																		31	31
	2	2	2	19																	23	46
	3	3	1	2	6																12	36
	4			1	1	5															7	28
	5						5														5	25
	6					1		1													2	12
	7						1		2												3	21
	8									2											2	16
	9		1								2										3	27
	10											1									1	10
	11												2								2	22
	13												1	1							2	26
	15														1						1	15
	19													1		1					2	38
	21																1				1	21
	25																	1			1	25
	27																	1			1	27
	45																		1		1	45
	72																			1	1	72
社数合計		21	34	22	7	6	6	1	2	2	2	1	3	2	1	1	1	2	1	1	116	543
└駐在員数		0	34	44	21	24	30	6	14	16	18	10	33	26	15	17	21	50	45	72	496	

＜所属部会・分科会別の集計（単位：人）＞

中国日本商会における所属部会・分科会名	回答社数	A.本来の駐在員数	B.在北京駐在員数	B/A比率%
商社	10	68	68	100.0
工業1（重工業、プラント、建設、エネルギー、自動車等製造業）	22	103	103	100.0
工業2（電機、電子、IT〔ソフトウェア含む〕等製造業）	13	123	116	94.3
工業3（化学グループ）	1	5	5	100.0
工業3（ライフサイエンスグループ・医薬品）	11	31	24	77.4
工業3（ライフサイエンスグループ・医療機器）	4	25	25	100.0
工業3（ライフサイエンスグループ・化粧品）	1	0	0	―
工業3（その他）	14	43	31	72.1
金融（銀行、証券、損保、生保、政府系金融）	13	41	39	95.1
運輸・サービス（運輸、倉庫業）	5	15	15	100.0
運輸・サービス（流通業、サービス業）	19	69	50	72.5
団体	3	20	20	100.0
合計	116	543	496	91.3

2-(3) 上記のうち、2020 年 4 月以降に着任した駐在員数（択一）

☞ 116 社合計 86 人

		現在（11月27日時点）北京にいる駐在員数																			社数合計	┗駐在員数
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	15	17	21	25	45	72		
今年4月以降に着任した駐在員数	0	20	29	15	5	4	2		1		2			1		1				1	81	0
	1		5	4	1		1			1											12	12
	2			3	1	1	3		1	1		1	3					1			15	30
	3					1		1						1							3	9
	4														1			1			2	8
	8																		1		1	8
	19																1				1	19
	未回答	1																			1	ー
社数合計		21	34	22	7	6	6	1	2	2	2	1	3	2	1	1	1	2	1	1	116	86
┗駐在員数		0	34	44	21	24	30	6	14	16	18	10	33	26	15	17	21	50	45	72	496	

2-(4) 北京に来ていない（戻っていない）駐在員が来るために必要な条件（複数選択可）

〔本設問に何らか選択があった 41 件に対する選択票数と%を表示〕

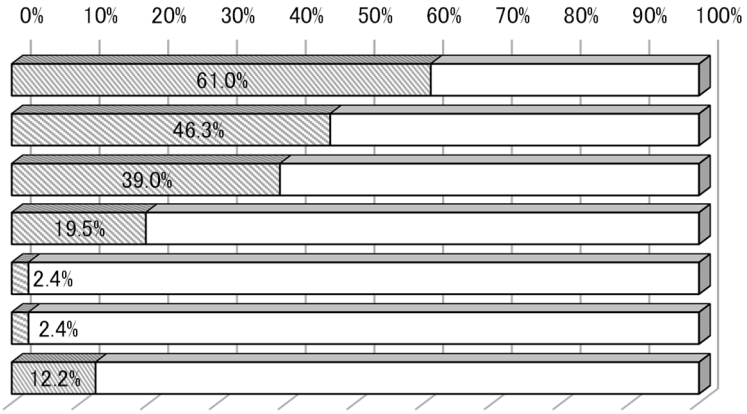

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 【エ 1】知人の駐在員は家族のパスポート期限切れ、居留許可期限切れで、家族や子供のみ中国への渡航ができない状況を多く聞いている。駐在員が有効な居留許可を有する場合の家族に対する招聘状の発行やビザ発給の要件の緩和を望みたい。
- ✓ 【エ 1】駐在員を交代させる計画がある。新たに赴任する後任のビザ手配に予定よりも時間がかかっている。
- ✓ 【エ 2】北京に来ていない駐在員 2 人については現在広州で隔離措置中。
- ✓ 【サービス】北京に来ていない（戻っていない）駐在員が来るために必要な条件として、海外との往来が再開されておらず、売上が厳しい状況か続いており、必要最小限の日本人駐在員と中方スタッフで運営している。
- ✓ 【サービス】在日本中国大使館側の書類受付待ちに時間がかかり過ぎて、新規居留許可取得者の赴任に時間を要している。現在のところ今年 1 月に人事発令してから居留許可証取得に向けて動き始めて、実際に赴任できるのは 1 年後の来年 1 月となる見通し。
- ✓ 【サービス】自社は招聘状が発給されず 2 人が着任できていない。うち 1 人は既に前任者を帰国させており、事務所としては日本人職員を 1 人減の状態で業務をしている。招聘状発給の件については、現在大使館の支援をお願いしているところだが、貴商会の支

援もお願いしたい。

✓ 【団体】12 月に駐在員の人事異動（交代）があるが、後任者の査証申請のために必要な中国政府管轄部門からの文書が暫時発行停止中のため査証申請ができず渡航できないでいる。なお、駐在員人数（正規職員）は上記のとおり 4 人であるが、日本本部との個別の派遣契約により派遣されてきている日本人スタッフが 6 人おり、この 6 人は 7 月以降に順次北京に着任/復帰している。

2-(5) コロナ発生後の駐在員の定数（択一）

〔本設問に回答があった 106 件に対する選択票数と%を表示〕

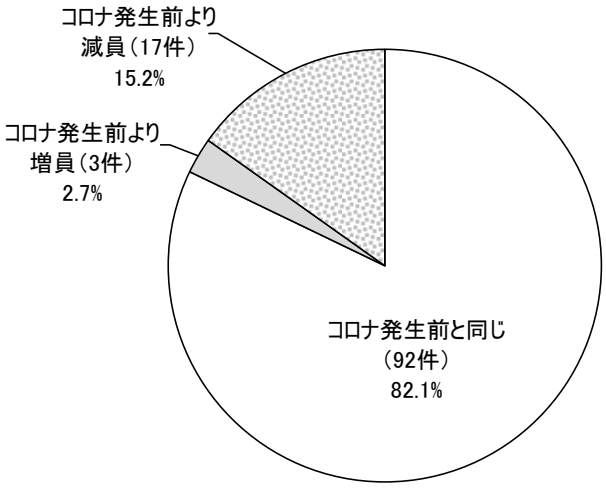

＜その他の関連コメント＞

✓ 【エ 1】弊社は 2020 年の春節で帰国した唯一の駐在員を 7 月 1 日付で帰任させ、上海本部の駐在員が出張ベースでマネジメントを行うように変更した。コロナ禍による外的要因で仕事の進め方を大きく変えることになった。北京のみならず、上海、蘇州、泰州、成都、重慶、株洲には駐在員が勤務しており、制度面での設問には会社の制度に基づき回答した。

✓ 【エ 3 医機】北京の駐在員数は減っているが、新型コロナが理由ではなく事業上の要因。

設問 3　駐在員の一時帰国について

3-(1) 上記 2-(2)の内、今年 1 月の春節に日本等へ帰国以降、一時帰国せず、ずっと中国にいる駐在員数

☞ 116 社合計 249 人

		現在（11月27日時点）北京にいる駐在員数																			社数合計	駐在員数
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	15	17	21	25	45	72		
今年1月の春節に日本等へ帰国以降、一時帰国せずずっと中国にいる駐在員数	0	21	14	5		3											1			1	45	0
	1		20	6	3	1	1		1												32	32
	2			11		1								1		1					14	28
	3				4		2	1					2								9	27
	4						1														1	4
	5						1														1	5
	6								1	1											2	12
	7									1											1	7
	8														1						1	8
	9										2										2	18
	10											1	1	1							3	30
	17																	1			1	17
	23																	1			1	23
	38																		1		1	38
	不明						1														1	―
	未回答					1															1	―
社数合計		21	34	22	7	6	6	1	2	2	2	1	3	2	1	1	1	2	1	1	116	249
駐在員数		0	34	44	21	24	30	6	14	16	18	10	33	26	15	17	21	50	45	72	496	

3-(2) 上記 2-(2)の内、19 年末の年末年始から、日本等へ帰国せず、ずっと中国にいる駐在員数

☞ 116 社合計 60 人

		現在（11月27日時点）北京にいる駐在員数																			社数合計	┗駐在員数
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	15	17	21	25	45	72		
19年末年始から、日本等へ帰国せず、ずっと中国にいる駐在員数	0	20	29	14	2	3			1	1	1				1	1		2			75	0
	1		4	6	2	1	4	1				1	1	1							21	21
	2				1								1				1				3	6
	3				1					1											2	6
	5						2												1		3	15
	6								1		1										2	12
	未回答	1	1	2	1	2							1	1						1	10	―
社数合計		21	34	22	7	6	6	1	2	2	2	1	3	2	1	1	1	2	1	1	116	60
┗駐在員数		0	34	44	21	24	30	6	14	16	18	10	33	26	15	17	21	50	45	72	496	

3-(3) 上記(1)または(2)の内、2021 年正月または春節に、具体的な帰国計画がある駐在員数

☞ 116 社合計 33 人

		現在（11月27日時点）北京にいる駐在員数																			社数合計	┗駐在員数
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	15	17	21	25	45	72		
2021年正月または春節に、具体的な帰国計画がある駐在員数	0	20	26	17	6	3	5	1		1	1		2	2				1			85	0
	1		5	2			1		1				1		1		1				12	12
	3															1					1	3
	4									1		1									2	8
	5								1										1		2	10
	不明		2			2					1							1		1	7	―
	未回答	1	1	3	1	1															7	―
社数合計		21	34	22	7	6	6	1	2	2	2	1	3	2	1	1	1	2	1	1	116	33
┗駐在員数		0	34	44	21	24	30	6	14	16	18	10	33	26	15	17	21	50	45	72	496	

3-(4) 貴社において、今後駐在員を計画的に一時帰国させる計画があるか（択一）

〔本設問に回答があった 112 件に対する選択件数と%を表示〕

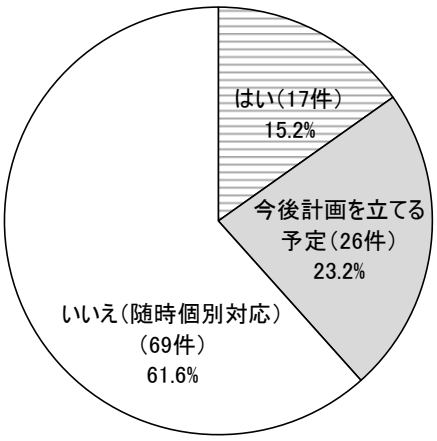

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 【工 3 医薬】北京事業所に日本人駐在員がいないため、一時帰国等の検討はしていない。
- ✓ 【サービス】一時帰国については初期の検討段階のため詳細は全く未定。
- ✓ 【サービス】一時帰国は現状の往来制限状況であれば家庭の事情理由が考えられる。隔離の必要がなくなるのが一番よいが、北京が開かれ北京の自宅隔離が許されることを望む。
- ✓ 【金融】当社本社の人事部は、現状、日本への一時帰国を推奨しておらず、原則はコロナ禍が世界的に収まるまで、赴任地へのステイを求めている（一時帰国には否定的な見解）。他方、伝聞ながら、一部のメーカーや商社等で、人道的見地や精神面ケアの目的等で、1 か月に及ぶ日中ダブル隔離は覚悟の上、順番に駐在員を一時帰国させている会社もあるやに聞いている。自分自身も運転免許証更新切れ、健康診断や生活身の回りの調

達品購入なども発生しており、1 年近くに及ぶ中国滞在（一時帰国なし）は正直きつくなってきていると感じている。また、昨日からの王外相による訪日で、短期のみならず長期滞在者の交流再開等、詳細中身を強く期待している次第。他力本願で恐縮ながら、他社様の事例等も参考に、本アンケート結果を踏まえ、本社との対話材料に活用させていただきたい。

3-(5) 一時帰国させる理由（複数選択可）

〔本設問に何らか選択があった 74 件に対する選択票数と%を表示〕

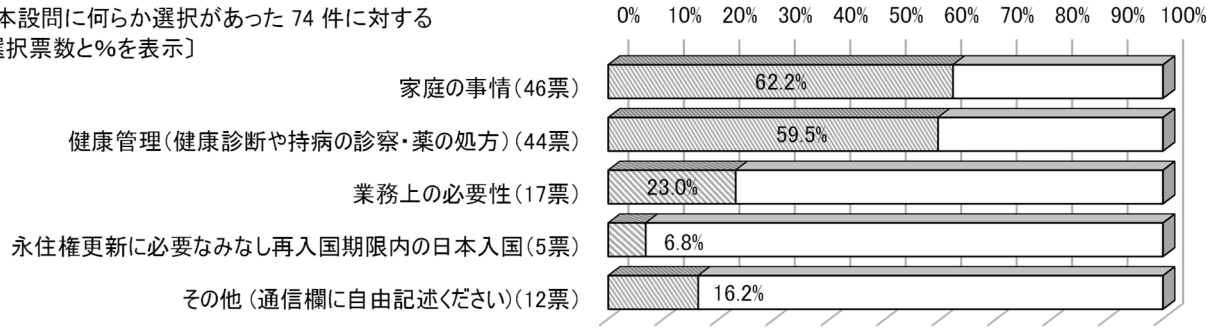

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 【運輸】長期化となる中での社員福利の一環。
- ✓ 【サービス】パートナー企業との運営管理契約に基づいた権利。

3-(6) 一時帰国の扱い（択一）

〔本設問に回答があった 86 件に対する選択件数と%を表示〕

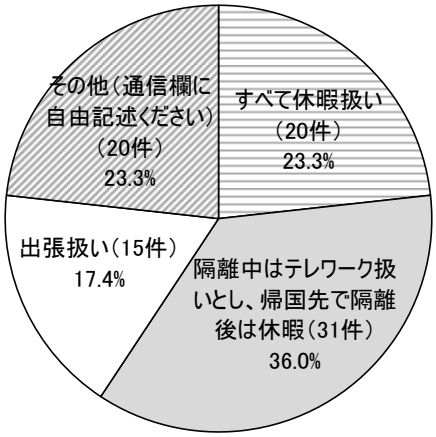

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 【商社】駐在員・家族とも全員北京に戻り済み。一時帰国については、原則休暇（フライト会社負担の休暇制度あり）扱いで隔離中等の在宅勤務可能な形で認めることを通知済み。ただし、両国での隔離等任地を長期に離れることで業務上支障がなく、隔離や感染リスク等を踏まえて対応することとしており、順番に全員一時帰国させるようなことまでは現状考えていない。
- ✓ 【エ 1】駐在期間が残り短いため、あえて渡航しない。
- ✓ 【エ 2】従業員の一時帰国に当たっては、隔離期間は在宅勤務扱いを想定。その他の期間は、実態に合わせ、勤務と休暇を組み合わせる。
- ✓ 【エ 3 医薬】日本への一時帰国期間中は本社勤務にて対応。家族の件は査証発給停止のため。
- ✓ 【金融】日本滞在中は休暇扱い、中国滞在中は在宅勤務扱い。
- ✓ 【運輸】家族と面会や休暇の際には有給休暇扱い、それ以外で勤務希望時はテレワーク扱い。隔離期間中も休みたいときは有給扱い、それ以外で勤務希望時はテレワーク扱い。

3-(7) 一時帰国の費用負担（択一）

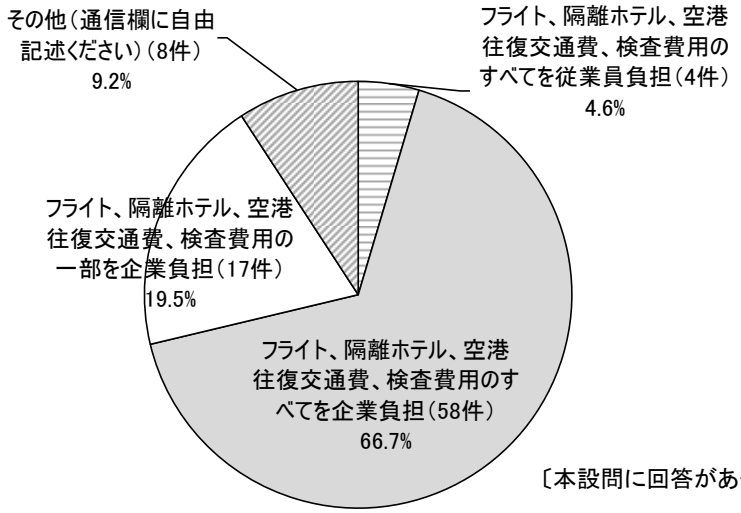

〔本設問に回答があった 87 件に対する選択件数と%を表示〕

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 【エ 1】現時点では、一時帰国の取得有効期限が延長されており、基本的には海外駐在員の一時帰国は見合わせている。ただし、家族のみ避難の意図で一時帰国の場合は、隔離ホテル他の費用もすべて会社負担。
- ✓ 【エ 2】自分を含め、当社日本人出向者を一時帰国させる際の費用を含めた取扱いは弊社グループのガイドラインに沿った動きが必要となるが、現状ガイドラインが出てきていないので具体的な回答ができない。
- ✓ 【エ 3 医機】駐在員は、8 月初旬から 9 月を中心に全員が再渡航している。一時帰国も社命であったため、再渡航に係る費用はほぼ全て社費扱い。一方、事業責任者以上の経営層は春節以降帰国できていない状況であるため、来年度に社費による一時帰国の権利を延長するなどの配慮措置を決めた。
- ✓ 【サービス】一時帰国に関しては現行制度での適用になる（フライト等の交通費は会社負担）。しかし隔離費用や PCR の規定はないため、個別相談となる。

☞ つづく

3-(8) 一時帰国に当たって最も困難な点（3 つまで選択）

〔本設問に何らか選択があった 106 件に対する選択票数と%を表示〕

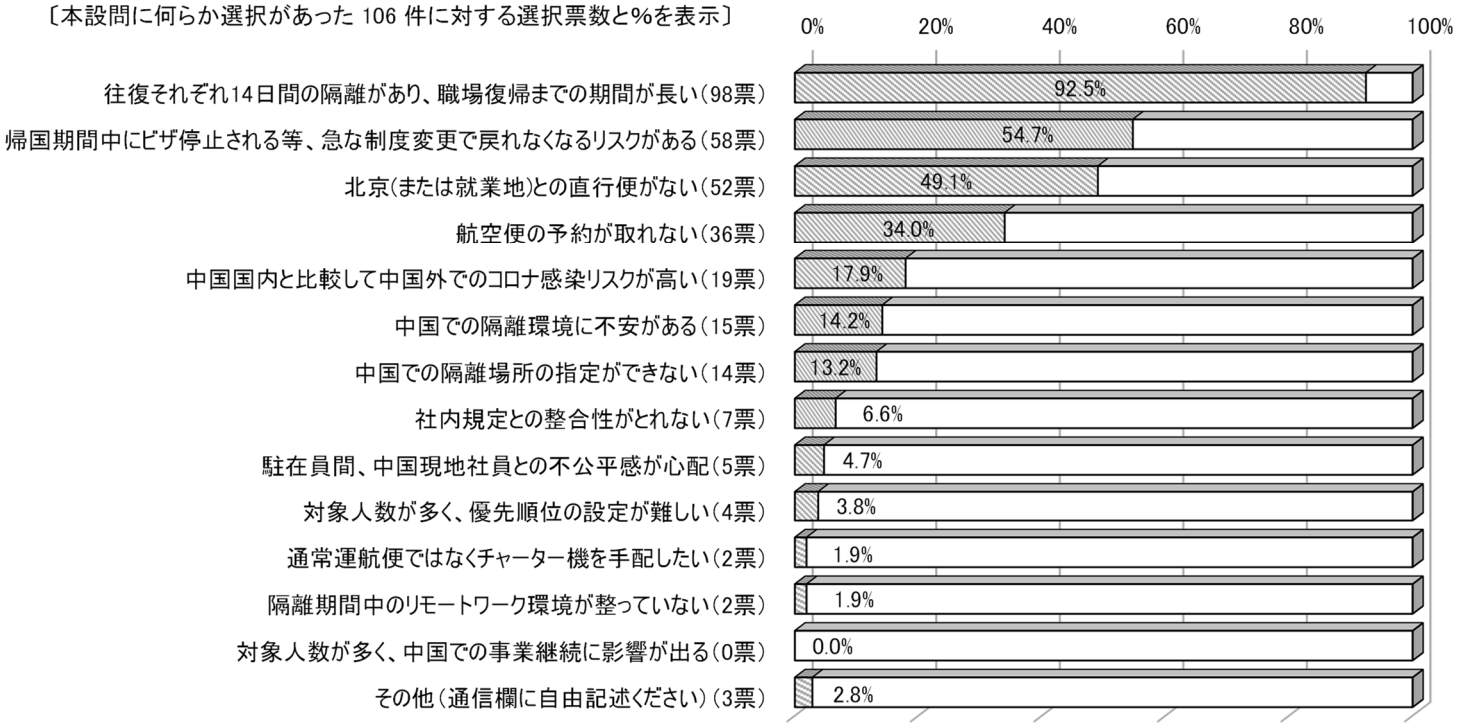

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 【金融】(1) 日本政府の海外往来の事例が日本人は日本から出国→帰国を基本事例としており、海外から日本へ入国→出国は外国人を事例としている。日本人海外駐在者の一時帰国ケースが表示されておらず、どのような制限があるのか、どのようなルールなのか想像でしか判断ができない。(2) 日本国内感染が広がる中、PCR 検査で陰性の日本人帰国者まで公共交通機関の利用を 14 日間制限することが防疫効果につながるとは思えない。せっかく一時帰国できても、公共交通機関の利用制限は大きなデメリットとなる。

3-(9) 中国に戻り隔離される都市として、貴社内における推奨都市（択一）

〔本設問に回答があった 109 件に対する選択件数と%を表示〕

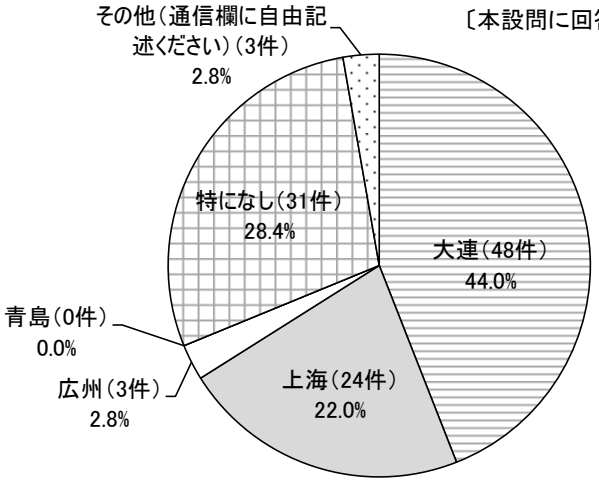

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 直行便の再開が前提となるが、北京での隔離が望ましい。

3-(10) 上記(9)で推奨する最も大きな理由（択一）

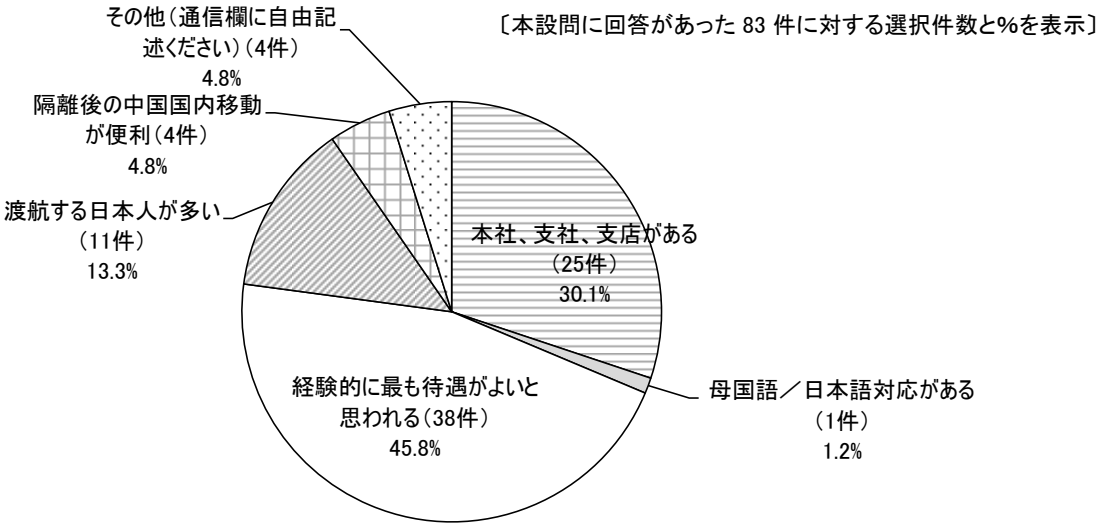

3-(11) 中国の隔離場所で最も重視する点（3 つまで選択）

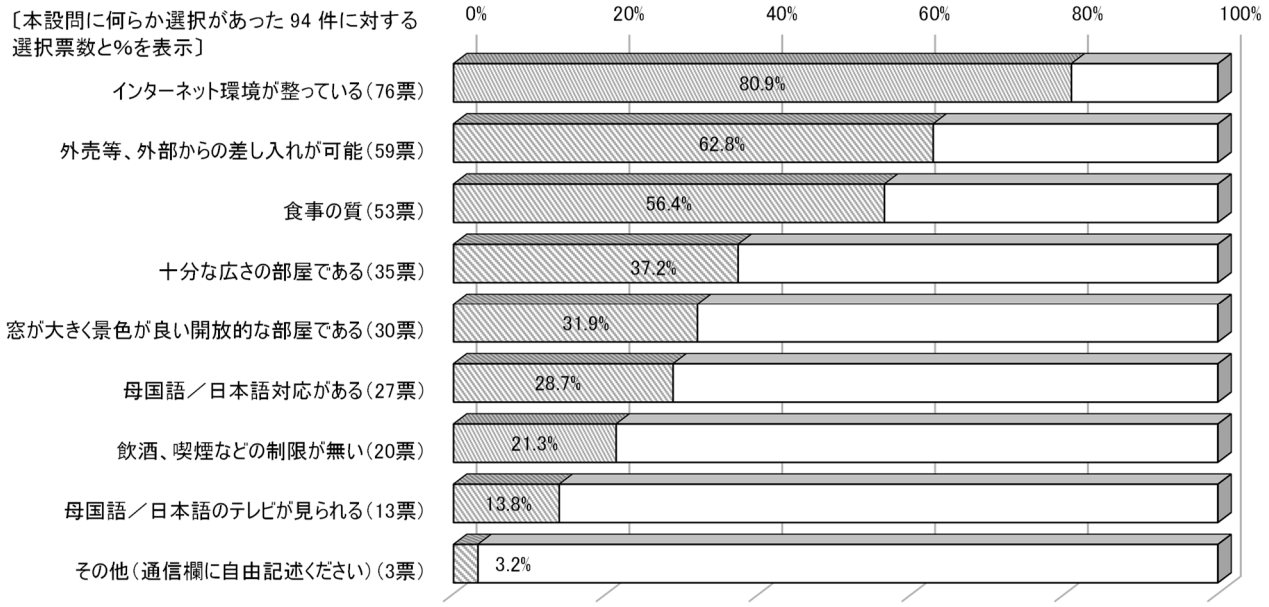

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 【エ 1】2 月に一時帰国した妻子が大連での 2 週間隔離を経て北京に戻ってきた。隔離中は食事が一番苦労したとのこと。特に子供。
- ✓ 【エ 3 化学】万一の場合、グループ会社からのサポートが得られる都市。

☞ つづく

設問 4　北京の日本人駐在員の家族の状況確認

4-(1) 現状で北京に来る意思があるが来られていない家族を持つ駐在員数（択一）

☞ 116 社合計 52 人

現状で北京に来る意思があるが来られていない家族を持つ駐在員数 ＼ 本来北京にいるべき日本人駐在員数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	15	19	21	25	27	45	72	社数合計	└駐在員数
0	12	23	14	7	2	2	2	2		3		2									69	0
1		5	7	5	3	1								1	1	1					24	24
2									2		1		1				1				5	10
3															1				1		2	6
4						1							1					1			3	12
不明																				1	1	―
未回答	3	3	2		2	1		1													12	―
社数合計	15	31	23	12	7	5	2	3	2	3	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	116	52
└駐在員数	0	31	46	36	28	25	12	21	16	27	10	22	26	15	38	21	25	27	45	72	543	

＜その他の関連コメント＞

✓ 【エ 2】ビジネスに対する支障に加え、駐在員の精神衛生上 1 年以上家族と会えないのは問題。駐在員の一時帰国を含めたビジネス往来について何らかの緩和措置を切に望む。

4-(2) 現状で北京に来る意思があるが来られていない家族の総人数（択一）

☞ 116 社合計 109 人

現状で北京に来る意思があるが来られていない家族の総人数 ＼ 本来北京にいるべき日本人駐在員数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	15	19	21	25	27	45	72	社数合計	└駐在員数
0	12	23	13	6	2	2	2	1		3		2									66	0
1		2	4	1	1	1		1								1					11	11
2		2	1	2	1									1	1						8	16
3		1	3	2																	6	18
4									2								1				3	12
5													1					1			2	10
6											1										1	6
7															1						1	7
9													1								1	9
10						1													1		2	20
不明																				1	1	―
未回答	3	3	2	1	3	1		1													14	―
社数合計	15	31	23	12	7	5	2	3	2	3	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	116	109
└駐在員数	0	31	46	36	28	25	12	21	16	27	10	22	26	15	38	21	25	27	45	72	543	

4-(3) 上記の家族が来られていない理由（複数選択可）

〔本設問に何らか選択があった 46 件に対する選択票数と%を表示〕

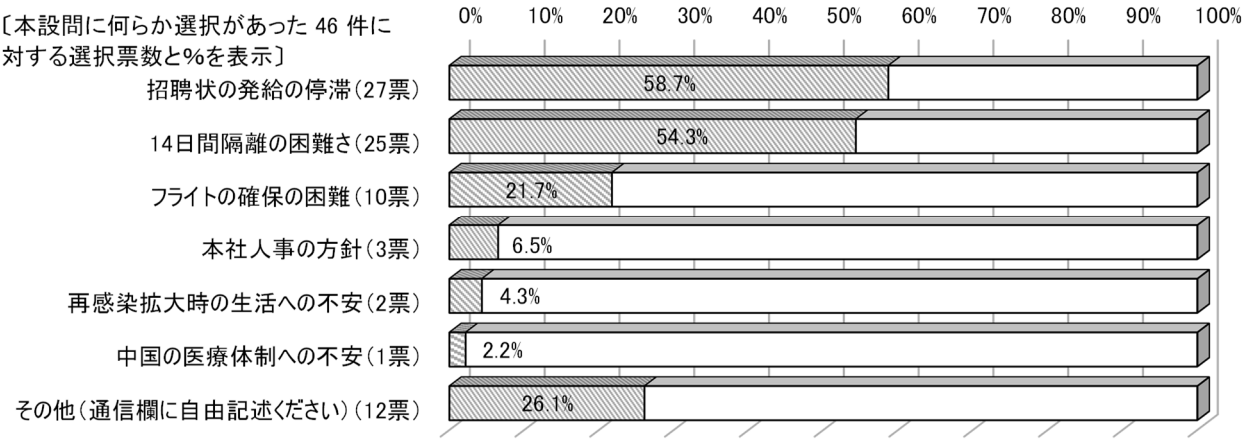

＜その他の関連コメント＞

- ✓ 【エ 1】帯同家族（弊社は元々上海のみ。他都市は単身赴任）の戻りは 12 月中旬に完了の予定。駐在員の一時帰国は会社制度で担保されているものの、隔離期間の問題（1 か月近く職場を離れることになる）が解決しない間の実施は難しい（現時点）。
- ✓ 【エ 2】新規赴任者の帯同家族についてはビザ発給が停止されているため。
- ✓ 【エ 2】順次帯同家族が北京に入り始めているところだったが、11 月に招聘状及びビザの発給が困難になったことに伴い、赴任者の家族が中国に戻ることが難しくなり、赴任者の帰国計画及び赴任者家族の入国計画に影響が出始めている。また、2 月以降に、家族の渡航を予定していた赴任者家族について、時期が先であることを理由に、北京市外事弁公室から、申請が受け付けられないという事例も生じている中、新たな申請が受け付けられないという情報も生じており、赴任者家族の転居や転校時期を見直すことについても、検討が必要となっている。多くの赴任者及び赴任者家族が長期間にわたり、不安定な環境に置かれており、赴任者家族に対する招聘状及びビザについて、申請及び発給を改めて認めてもらえるよう、期待している。
- ✓ 【エ 3 医機】北京へ戻られなかった家族はようやくビザやフライトの確保ができたので、12 月に北京へ戻る予定。
- ✓ 【エ 3 その他】11 月になり家族への招聘状が止まってしまい北京に戻れていない家族がおり、何とか北京に戻したい。中国日本商会と北京市発展改革委員会との交流からの発信にあるように解決に迎えると幸い。
- ✓ 【金融】受付が止まっている帯同家族の日本におけるビザ発給要件（どういう状況になったら受付が再開されるのか等）を明確にしていただけると大変助かる。

設問 5　通信欄（自由記述・任意回答）

● 隔離、ビジネストラック・レジデンストラック関連

- ✓ 【商社】「ビジネス用途での日本、中国間の往来時の規制状況及び緩和方向性」について、取組案件における現場での技術試験、実証試験、船積前検品、技術視察が必要となっており、自社取引先や協業先の技術者、技術コンサルタント等を日本からの出張者で受け入れたい、あるいは中国から日本に出張派遣したいニーズが出てきており、次が課題となっている。(1) 招聘状が必要か、必要な場合にスムーズに発行されるか。(2) ビザ種類は何か、スムーズに取得できるか。(3) 日本入国時、帰国時の 14 日間の自主隔離及び公共交通機関の利用自粛。(4) 中国入国時、帰国時の 14 日間の強制隔離。(5) PCR 検査等のタイミング、回数。———11 月 24 日に日中間のビジネス往来の 11 月中の再開合意が報道されており、長期の駐在員含めビザや隔離期間がいつからどのようになるか明確に把握できるようになることを希望する。
- ✓ 【エ 1】北京に事務所があり、2 週間の隔離がやむを得ないとしても、北京での隔離が望ましい。他都市でも、時間制限付きの外出など許可していただきたい。
- ✓ 【エ 1】駐在員とその家族が一時帰国することが極めて困難。それぞれ 14 日間の隔離が

圧倒的に制約要因。1 か月以上離れる必要があり、業務との調整が困難なため、帰国する予定が立たないのが現状。今年の春節後、既に 10 か月が過ぎようとしており、一時帰国できないことで、家庭上、健康管理上などさまざまな問題が生じて来ており、人道的観点からも駐在員とその家族について各種検査等を前提に一時帰国の制限緩和を急いでいただけないかと思う。一方、ビジネス目的の往来は制限を緩和するとの情報があるが、家族は対象外との噂もある。家族帯同を希望しているのに、家族離れ離れに仕向けるとすれば人権問題ではないかと感じており、この期に及んで中国側にそのような制限を設ける動きがあるとすれば、是非解消していただきたいと思う。

- ✓ 【エ 2】徹底した防疫厳格監視体制下により感染拡大を抑止している中国、その効果としての経済回復は早く驚嘆・感銘を覚える。その分、自由主義国の人民には、異国での厳格監視下での対応という、心身への相当なる大きな負担も伴っている。昨日から中国王毅外相が日本訪問しているが、ビジネス交流の往来活性とともに、緩やかなる厳格監視の緩和に期待したい。
- ✓ 【エ 3 その他】今後、日本への一時帰国が考えられるが、中国へ戻った後の隔離／ビザ再取得などのハードルが高すぎて、計画するにも二の足を踏んでいる状況。日中間ビジネス往来の対話が始まった模様で、緩和を期待。
- ✓ 【金融】当地駐在者の一時帰国時のファストトラック適用についても、早期の制度化に期待している。

● **出入国管理、ビザ、居留証に関する要望やコメント**

- ✓ 【エ 1】永住権を持つ外国（中国）人駐在員としては、このアンケートに回答しにくい面がある。見直し入国期間内に戻らないと永住者の身分が一時的に失われ、再入国の際に（外国人再入国制限解除された 6 か月以内再入国）は再付与されるが、失われてから再付与の間にビザがないため、日本での就職は法律上不可になり、不法就労になる（出向者は日本側に給与支給を受けているため）。
- ✓ 【エ 3 化学】要望として、(1) 北京直行便の早期実現、(2) 入国時、14 日間隔離措置の負担軽減（北京直行便就航後、ホテル隔離日数の短縮（自宅隔離を認めてもらいたい））、(3) 駐在員一時帰国時の日本での待機免除の早期実現（PCR 陰性を条件とするなど）。
- ✓ 【エ 3 医薬】11 月 8 日より、中国へのフライト日前 2 日間以内の検査証明として抗体検査結果の陰性が搭乗条件として追加されたが、帰国後日本滞在期間中に感染（含む無症状感染）し回復した場合でも抗体を保有していることが考えられ、このことが中国に再度戻ってこるときの障壁になるのではないかと懸念している。
- ✓ 【エ 3 医薬】中国側隔離条件の緩和。日本の条件と同等にする。本年 2 月の北京の管理状態に戻す。二週間自宅待機。北京と日本直行便の再開。日本政府による中国国内における PCR、抗体検査の疫学的実施。
- ✓ 【エ 3 医機】中国帰国の際の強制隔離条件の緩和を希望する。
- ✓ 【エ 3 その他】初歩的な疑問だが、現在中国に居留している駐在員、その家族については、一時帰国するとその居留証は無効になり、再渡航の際には再度入国ビザを取得しな

ければならないのか。

- ✓ 【金融】駐在員及びその家族が戻ってきているか、戻って来られるかということも大切な問題だと思うが、同時に、在日本中国大使館での領事業務（ビザ発給や認証業務）が滞っていることも、別の意味で大きな問題ではないかと思慮する。
- ✓ 【運輸】中国へ戻った際の 2 週間の隔離制限解除を望む。
- ✓ 【サービス】永住権を持った中国人社員が、みなし再入国期限までに日本に入ることに躊躇している。日本の感染状況が酷くて、もしもまた両国間の往来が止められた時に、日本に足止めとなって、中国にいる家族の世話が長期間にわたってできなくなることを大変恐れている。

● その他の要望やコメント

- ✓ 【エ 1】先ごろ、本社より連絡があり、毎年健康診断のために一時帰国の指示があったが、今年は現地で受診するようにとのことだった。
- ✓ 【エ 1】本社で契約している海外駐在保険の期限が切れたが、更新条件が本人の日本への一時帰国だったため、業務上の都合もあり断念、こちらで新しく保険に加入した。
- ✓ 【エ 2】コロナの影響で、日本の管理幹部が中国に来られなくなり、経営に大きな影響を与えた。商会は政府に連絡し、中国に赴任手続きなどの面でグリーン通路等便利な政策を制定していただきたい。
- ✓ 【エ 3 化粧】政府間の自由往来の合意が十分でないため、企業側としても後ろめたい。
- ✓ 【エ 3 その他】北京への直行便を設定して欲しい。
- ✓ 【エ 3 その他】北京直行便の早期復活に期待している。
- ✓ 【エ 3 その他】日本での感染増加により入国禁止措置がとられることを心配している。

以上

◆ 本件お問い合わせ先：

日中経済協会北京事務所・川合（kawai@postbj.net）、澤津（saw@postbj.net）
中国日本商会・松岡（matsuoka@postbj.net）

［付録］設問一覧

1．北京の事業所における現地採用職員の出勤体制（択一）
○ 新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）発生以前の出勤体制に戻っている
○ コロナ発生後、在宅勤務制度を整備し、通常の出勤体制としている
○ コロナ対策として時差出勤や交代勤務はあるが全員出勤させている
○ コロナ対策として一部を在宅勤務または休暇としている（週1日～2日）
○ コロナ対策として一部を在宅勤務または休暇としている（週3日以上）
○ 原則として全員を在宅勤務（またはその一部を休暇）とする/している
○ 現時点では事業所を再開していない（全員休暇を含む）
○ その他［　　］
※現地採用職員（日本から派遣の駐在員は含まない）の出勤体制をうかがうものです。

2．北京の日本人駐在員の所在確認
2-(1) 本来北京にいるべき日本人駐在員数（択一）
○ 1人　○ 2人　○ 3人　○ 4人　○ 5人
○ 日本人駐在員はいない（現地社員のみで運営等）　○ その他［　　］
※ 6人以上の場合、その他に人数をご記入ください。10名、8人など単位は不要です（回答例：12）。正確に分からない場合は尤もらしい数字をお答えください。駐在員の家族は除きます。

2-(2) 上記のうち、現在（11月27日時点）の北京にいる駐在員数（択一）
○ 0人（全員が日本などの北京以外に滞在中）
○ 1人　○ 2人　○ 3人　○ 4人　○ 5人
○ 日本人駐在員はいない（現地社員のみで運営等）　○ その他［　　］

2-(3) 上記のうち、2020年4月以降に着任した駐在員数（択一）
○ 0人（全員が日本などの北京以外に滞在中）
○ 1人　○ 2人　○ 3人　○ 4人　○ 5人
○ 日本人駐在員はいない（現地社員のみで運営等）　○ その他［　　］

2-(4) 北京に来ていない（戻っていない）駐在員が来るために必要な条件（複数選択可）
□ 招聘状の発給の停滞　□ フライトの確保の困難
□ 14日間隔離の困難さ　□ 本社人事の方針
□ 中国の医療体制への不安　□ 再感染拡大時の生活への不安
□ その他（通信欄に自由記述ください）
※ 全員出勤に戻っているなど該当事項がない場合はチェックなしで構いません。

2-(5) コロナ発生後の駐在員の定数（択一）
○ コロナ発生前と同じ　○ コロナ発生前より増員
○ コロナ発生前より減員
※ 理由などがあれば、通信欄に自由記述ください。

3．駐在員の一時帰国について
3-(1) 上記 2-(2)の内、今年1月の春節に日本等へ帰国以降、一時帰国せずずっと中国にいる駐在員数（択一）
○ 0人　○ 1人　○ 2人　○ 3人　○ 4人　○ 5人
○ 日本人駐在員はいない（現地社員のみで運営等）　○ その他［　　］

3-(2) 上記 2-(2)の内、19年末の年末年始から、日本等へ帰国せず、ずっと中国にいる駐在員数（択一）
○ 0人　○ 1人　○ 2人　○ 3人　○ 4人　○ 5人
○ 日本人駐在員はいない（現地社員のみで運営等）　○ その他［　　］

3-(3) 上記(1)または(2)の内、2021年正月または春節に、具体的な帰国計画がある駐在員数（択一）
○ 0人　○ 1人　○ 2人　○ 3人　○ 4人　○ 5人
○ 日本人駐在員はいない（現地社員のみで運営等）　○ その他［　　］

3-(4) 貴社において、今後駐在員を計画的に一時帰国させる計画があるか（択一）
○ はい　○ 今後計画を立てる予定　○ いいえ（随時個別対応）

3-(5) 一時帰国させる理由（複数選択可）
□ 業務上の必要性　□ 家庭の事情
□ 健康管理（健康診断や持病の診察・薬の処方）
□ 永住権更新に必要なみなし再入国期限内の日本入国
□ その他（通信欄に自由記述ください）

3-(6) 一時帰国の扱い（択一）
○ すべて休暇扱い　○ 出張扱い
○ 隔離中はテレワーク扱いとし、帰国先で隔離後は休暇
○ その他（通信欄に自由記述ください）

3-(7) 一時帰国の費用負担（択一）
○ フライト、隔離ホテル、空港往復交通費、検査費用のすべてを従業員負担
○ フライト、隔離ホテル、空港往復交通費、検査費用のすべてを企業負担
○ フライト、隔離ホテル、空港往復交通費、検査費用の一部を企業負担
○ その他（通信欄に自由記述ください）

3-(8) 一時帰国に当たって最も困難な点（3つまで選択）
□ 往復それぞれ14日間の隔離があり、職場復帰までの期間が長い
□ 帰国期間中にビザ停止される等、急な制度変更で戻れなくなるリスクがある
□ 航空便の予約が取れない
□ 通常運航便ではなくチャーター機を手配したい
□ 対象人数が多く、優先順位の設定が難しい
□ 対象人数が多く、中国での事業継続に影響が出る
□ 中国国内と比較して中国外でのコロナ感染リスクが高い
□ 隔離期間中のリモートワーク環境が整っていない
□ 中国での隔離環境に不安がある
□ 中国での隔離場所の指定ができない
□ 社内規定との整合性がとれない
□ 駐在員間、中国現地社員との不公平感が心配
□ 北京（または就業地）との直行便がない
□ その他（通信欄に自由記述ください）

3-(9) 中国に戻り隔離される都市として、貴社内における推奨都市（択一）
○ 大連　○ 上海　○ 広州　○ 青島　○ 特になし
○ その他（通信欄に自由記述ください）

3-(10) 上記(9)で推奨する最も大きな理由（択一）
○ 本社、支社、支店がある
○ 母国語／日本語対応がある
○ 経験的に最も待遇がよいと思われる
○ 渡航する日本人が多い
○ 隔離後の中国国内移動が便利
○ その他（通信欄に自由記述ください）

3-(11) 中国の隔離場所で最も重視する点（3つまで選択）
□ 十分な広さの部屋である
□ 窓が大きく景色が良い開放的な部屋である
□ 飲酒、喫煙などの制限が無い　□ 食事の質
□ 外売等、外部からの差し入れが可能
□ 母国語／日本語のテレビが見られる
□ インターネット環境が整っている
□ 母国語／日本語対応がある
□ その他（通信欄に自由記述ください）

4．北京の日本人駐在員の家族の状況確認
4-(1) 現状で北京に来る意思があるが来られていない家族を持つ駐在員数（択一）
○ 0人　○ 1人　○ 2人　○ 3人　○ 4人　○ 5人
○ 日本人駐在員はいない（現地社員のみで運営等）　○ その他［　　］

4-(2) 現状で北京に来る意思があるが来られていない家族の総人数（択一）
○ 0人　○ 1人　○ 2人　○ 3人　○ 4人　○ 5人
○ 日本人駐在員はいない（現地社員のみで運営等）　○ その他［　　］

4-(3) 上記の家族が来られていない理由（複数選択可）
□ 招聘状の発給の停滞　□ フライトの確保の困難
□ 14日間隔離の困難さ　□ 本社人事の方針
□ 中国の医療体制への不安　□ 再感染拡大時の生活への不安
□ その他（通信欄に自由記述ください）

5．通信欄（自由記述・任意回答）
※ 中国日本商会、日中両国政府への要望があればご記入ください。
※ 中央地方政府の対応や措置の改善・悪化などに関する気づきの点等を含め、今後必要な情報、ビジネス全般への影響、課題・要望など、個社を特定できない差し支えない範囲で記述ください。
※ その他、各設問に書ききれないコメントを自由にご記入ください。

6．ご回答者様情報
社名・団体名、所属・役職、氏名、メール、所属部会・分科会